

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年5月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和元年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年5月10日(金)午後3時00分から午後3時17分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)について
- (4) 報告第2号 許可不要転用届出について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男	2番 欠 席	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(1人)

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 欠 席

(2) 欠席委員(2人)

2番 河北安之助	9番 渡邊 幸伸
----------	----------

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

令和元年度第1回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。  
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
それでは、議事録署名人に1番 川端委員 3番 磯部委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。  
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。  
初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。  
番号1について説明します。  
申請地及び面積等は、議案書のとおりです。  
転用目的は、ガス整圧器の設置に係るものです。  
権利は、所有権の移転(売買)です。

この議案につきましては、現地調査を4月25日(木)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。  
(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地はおおむね10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用不可ですが、公共性が高いと認められる事業であり、不許可の例外と判断しました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番推進委員 第1号議案の番号1について、7番推進委員が説明します。  
本申請地は、周囲に工作物等のない広がりのある農地ではありますが、北側は町道に面しており、東側・南側に農地があるものの、設置されるガス設備も2m程であり、転用に伴う影響はないものと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
第1号議案の番号1の案件について、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成31年5月7日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、利用権設定が27件の57筆で合計面積114,151.68㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第2号議案の1の利用権設定についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

事務局

報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に

記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。  
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号は許可不要転用届出でございます。  
申請者及び詳細は議案のとおりです。  
転用目的は九電鉄塔建替え工事に伴う工事用地としての一時転用です。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後3時17分)